ハトマークの宅建協会

無料 不動産相談会

住まいに関するあらゆるお悩みをお気軽にご相談ください！

不動産に関するお悩み相談

相続・贈与・空き家

売買・賃貸

借地・借家

日時 令和８年11月14日（土）
10時～16時

会場 すみだ産業会館 第３会議室
錦糸町マルイ９階です

担当 公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会
第三ブロック

弁護士・税理士（13時～）・宅建士（10時～）が無料で相談に応じます
お問い合わせ先：TEL 03-5830-6322

■主催：公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会東京本部
■後援：国土交通省・東京都・警視庁・足立区・墨田区・台東区　■協力：日本赤十字社



ハトっち　ハトさん
東京都宅建協会マスコットキャラクター

●無料不動産相談会にお越しになれない方は
無料常設不動産相談所（月～金、祝日は除く）
10時～12時/13時～15時　TEL:03-3264-8000

常設「不動産相談所」もご利用ください

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会（東京都宅建協会）は、「無料不動産相談会」のほかにも「不動産相談所」を常設しています。常設相談所は東京都宅建協会と公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会東京本部（全宅保証東京本部）が共同で運営しています。不動産相談所では、不動産取引に関するさまざまな相談に対応しています。また、弁護士による専門相談（予約制）も行っています。

常設「不動産相談所」

専用電話：**03-3264-8000**

■**一般相談**：月曜日～金曜日（祝日は除く）　10時～12時／13時～15時

■**専門相談（法律相談）**※来所相談のみ：

予約制　第１・第３水曜日　　10時～12時／13時～15時

※来所相談は予約制です。
ご来所の際は、必ず事前にホームページをご確認いただき、お電話にてご予約をお願いします。

- 文書・メールでのご相談は受け付けておりません。
- 常設相談所では宅建業法64条の５に定める苦情解決業務を行っています。
- 相談は、すべて無料です。
- 相談者へ助言を行うことを目的としており、トラブルの相手方へ仲裁・斡旋・指導等は行っておりません。

人と住まいを、
笑顔でつなぐ。

不動産のことならハトマークのお店へ

都内約60％の不動産業者が加盟。
ハトマークは不動産店の目印です。

「住まいのことを相談したいけれど、どこに行こうか…」と迷った時は、ハトマークをチェックしてください。街中で見かけるハトマークは、公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会のシンボルマーク。東京都宅建協会の会員店は店頭などにハトマークを掲げ、地域に密着して、都民のみなさまのよりよい住まいづくりに貢献しています。

●**ハトマークとは?**／ハトマークは、宅建協会会員とユーザーのみなさまの信頼の証。２羽のハトは「会員業者とユーザーの信頼と繁栄」を意味し、赤は太陽、緑は大地、白は取引の公正を表します。

東京都宅建協会とは?

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会は2012年４月１日に東京都知事の認定を受け公益社団法人として発足した団体です。前身の社団法人東京都宅地建物取引業協会は1965年（昭和40年）に創立され、61年の歴史を培っています。都内の不動産事業者の約60%にあたる約１万6,600社が加入する東京都で最大の不動産業界団体です。本部と12ブロックがあり、東京都や各区市町村に協力して、住みやすいまちづくりに貢献しています。

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会
東京都千代田区有楽町１－９－１ 日比谷サンケイビル

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会東京本部
https://www. tokyo-takken.or.jp/